

阿賀野市指定給水装置工事事業者の違反行為に係る事務処理要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和6年4月1日

阿賀野市水道事業

阿賀野市長 田 中 清 善

阿賀野市上下水道局告示第2号

阿賀野市指定給水装置工事事業者の違反行為に係る事務処理要綱の一部を改正する要綱

阿賀野市指定給水装置工事事業者の違反行為に係る事務処理要綱（平成20年上下水道局告示4号）の一部を次のように改定する。

第1条及び第2条中「要綱」を「告示」に改める。

第10条中「厚生労働大臣」を「国土交通大臣」に改める。

第11条及び第13条中「要綱」を「告示」に改める。

別表中「厚生労働省令」を「国土交通省令」に改める。

附 則

この告示は、令和6年4月1日から施行する。